

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十七年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年三月十日から同月二十五日まで